

京都市告示第 46 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）第 51 条の 20 第 1 項の規定により，次のとおり法第 51 条の 17 第 1 項第 1 号に規定する指定特定相談支援事業者を指定しました。

平成 30 年 4 月 9 日

京都市長 門川 大作

1 申請者

有限会社友愛（代表取締役 竹内 規泰）

2 申請者の主たる事務所の所在地

京都市左京区岩倉長谷町 1 2 0 6 番地 1 コートラファエル 3 0 5 号室

3 事業所の名称

相談支援センター友愛

4 事業所の所在地

京都市左京区岩倉長谷町 1 2 0 6 番地 1 コートラファエル 3 0 5 号室

5 指定する事業の種類

計画相談支援

6 指定年月日

平成 30 年 4 月 1 日

7 事業所番号

2 6 3 0 6 8 1 4 6 4

(保健福祉局障害保健福祉推進室)